

令和5年度第2回帯広市地域密着型サービス運営委員会議事概要

日 時 令和5年8月29日（火）午後7時00分～午後7時37分

開催方法 帯広市役所10階 第5A会議室（帯広市西5条南7丁目1番地）

出席委員名 佐藤委員、杉野委員、鈴木委員、但木委員、鳴海委員、野尻委員、長谷川委員（五十音順）
事務局

地域福祉課 永田課長、藤本課長補佐、西端係長、北野主査、佐々木主任、山本係員

介護高齢福祉課 佐藤課長、野原主幹、高橋課長補佐

1 会議結果

1) 報告事項1 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定状況について

資料報告事項1に基づき、令和5年8月1日現在の指定状況について報告した。

2 主な質疑、意見等の概要

報告事項1

□デイサービスつぼみの廃止理由について伺います。（委員）

→法人の都合と聞いております。（事務局）

事業展開などの都合ということですね。利用者については他の事業所を利用しているという解釈でよろしいでしょうか。（委員）

→その通りです。（事務局）

運営を続けるのも大変だけど、人の確保も大変で様々な理由があるということですね。ありがとうございます。（委員）

□5ページ目の帯広市被保険者以外の帯広市の地域密着型サービス事業所の利用状況について、人数が減っている理由について伺います。（委員）

→死去に伴うサービス終了と聞いております。（事務局）

□地域密着型サービスは、当該市町村に住んでいる人が使えるサービスであり、帯広市民が帯広市以外の地域密着型サービスを利用する時にも同意が必要であり、他市町村の市民等が帯広市の地域密着型サービスを利用する時も同意が必要ですが、同意の手続きは誰がどのようにするものなのか伺います。(委員)

→それぞれの自治体間で協議のうえ、同意の手続きを行います。(事務局)

それでは、他市町村の地域密着型サービスを利用したい場合の市民としての手続方法について伺います。(委員)

→まずはお住いの自治体に相談していただければ、自治体間同士で協議を行います。利用可能であれば、帯広市が他市町村の事業所に対して指定が必要となりますので、自治体間で指定の手続きを進めます。例えば、すでに支援者等がいるのであれば、利用先の事業所やケアマネージャー様へ相談願います。(事務局)。

ケアマネージャーが正当な理由をもって、当該市町村には、利用者のニーズを満たすサービスがなく、利用者のニーズを叶えるためには近隣市町村のサービスを利用する必要があると考えるため協議してほしいと自治体の保険者に相談することで、保険者同士で協議を行い、その後、利用を認められた場合、利用者は希望する利用先と契約できます。(委員)

あくまでも、自分が住んでいる市町村に利用できるサービスがあれば、そのサービスを使うことが大前提だが、何かの理由で利用できない場合などが協議の対象となる可能性があるということですね。(委員)

あるいは、いわゆる非代替性が認められるかになると思いますが、例えば帯広市は充足していたとしても、各地の小さな自治体で、サービスが充足していない場所もあり、隣町に唯一あるサービスを利用したいとなった場合、例えば、認知症介護が負担で認知症対応型のグループホームを希望されたとしても、それに準じた場所がいくつかあった場合には、ケアマネージャーのレベルで、地域密着型サービスの制度について説明し、ニーズを叶えるための提案を行います。中には、説明に対して納得頂けない被保険者が自治体の保険者に相談するといった事例があるとは聞いています。

介護保険制度の根幹には自由契約といったものがあるが、地域密着型サービスについては例外であり、希望したからと言って利用できるものではないことをケアマネージャーから説明を行います。

(委員)

基本的には、最後は自治体同士で完結するが、窓口は担当のケアマネージャーになるということですね。(委員)

地域密着型サービスの制度が始まった頃は相談も多く、利用者が住む町では待機者が多く順番待ちのため、隣町の新たに出来る施設に申し込みたいといった質問に対し、新たな施設は地域密着型サービスなので、正当な理由がない限りは利用出来ないと説明を行っていました。内容によっては認められたケースもあると聞いています。(委員)

市民にすると、特養とかだと広域なのか地域密着型サービスなのか説明されないとわからない。近隣にあるから入所したいと相談を受けても、地域密着型サービスだから事情が違うと説明する必要があるということですね。(委員)

場所によっては、川を越えた先にとか、他市町村の施設のほうが近いなどは良くある事例になると思います。場合によっては住所地特例の施設について説明することもあります。年配で支援者等が付いていない方は、ネットなどで情報を集めることは難しいこともあるのか、施設が出来るといった時に、他市町村の施設の利用について相談を受ける例もあります。(委員)

3 その他

次回の開催について、地域包括支援センター運営協議会と合わせ、令和6年2月下旬に定例開催を予定している。会長と日程調整し、各委員に通知する。

以上 午後7時37分 閉会